

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要項 (富士吉田市・令和8年用)

1 募集人員

- ・農業委員 14名
- ・農地利用最適化推進委員 6名(各地区1名)

【農地利用最適化推進委員の地区割及び定員】

地区番号	対象地区	定員
第1	上吉田・上吉田東・新屋・松山・中曽根・新西原地区	1人
第2	下吉田・下吉田東・富士見地区	1人
第3	新倉・旭・浅間・新町・竜ヶ丘・緑ヶ丘・ときわ台地区	1人
第4	大明見地区	1人
第5	小明見・向原地区	1人
第6	上暮地地区	1人

※農地利用最適化推進委員は、地区を定めて募集することとされています。なお、対象地区は、委員会内の協議により調整することがあります。

2 任期

令和8年7月15日から令和11年7月14日まで(3年間)

3 身分

富士吉田市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

本市では、農業委員と農地利用最適化推進委員は、次の農業委員会業務を一体となって活動します。

(1) 農地法に基づく許可業務

毎月の農業委員会総会に出席し、議案を審議します。また、案件の現場調査を事前に実施します。

(2) 農地利用最適化推進業務(現場活動)

- ・耕作放棄地の発生防止・解消のための巡回調査、指導、相談対応等
- ・農業への新規参入の促進
- ・農地の借り入れ・貸し出しの利用調整
- ・地域計画(目標地図素案)の作成協力

5 委員報酬

・月額19,500円（会長 24,500円、職務代理者 20,500円）

なお、農地利用最適化推進活動の活動実績や成果実績に応じて国から交付される交付金を充て、別途に報酬加算額を支給します。

6 応募者・推薦を受ける方の資格

農業に関する識見を有し、農地利用最適化推進活動（現場活動）に熱意をもって取り組める方。なお、資格・性別・年齢に関係なく応募できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、応募や推薦を受けることはできません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

7 農業関係者以外の一般の方（中立委員）の募集について

委員構成として、法令の規定により、農業関係者ではない農業委員（中立委員）を一般の方から任命します。資格等は必要ありませんので、熱意をもって農業委員会の業務を遂行できる方の応募をお待ちしております。なお、応募方法等は、一般の委員と同様です。

8 推薦及び応募の手続きなど

所定の申込用紙（様式第1号～第6号の内の該当するもの）について、記入例を参考に記入し、農業委員会事務局（市役所東別館）までご持参ください。（※応募書類の返却不可）

なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に申し込むことができます（兼務はできません）。この場合は、両方の申込用紙をご提出ください。

(1) 申込用紙の入手方法

農業委員会事務局（市役所東別館）の窓口で配付します。また、市ホームページからもダウンロードできます。（<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>）

(2) 申込用紙の種類

ア 農業委員

- | | |
|------------|-------|
| ・本人が応募する場合 | 様式第1号 |
| ・個人が推薦する場合 | 様式第2号 |
| ・団体が推薦する場合 | 様式第3号 |

イ 農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|-------|
| ・本人が応募する場合 | 様式第4号 |
| ・個人が推薦する場合 | 様式第5号 |

・団体が推薦する場合

様式第6号

9 受付期間（厳守）

令和8年4月3日（金）～5月1日（金）（平日の午前8時30分～午後5時15分）

※申込状況等により募集期間を延長する場合があります。その際は、ホームページでお知らせします。

10 選考方法

提出された書類等をもとに、業務への適性や地域、性別、年齢のバランス等に配慮の上、選考します。なお、応募者等へは選考結果を文書で通知いたします。

11 応募状況等に関する公表（個人情報含む）

農業委員会等に関する法律の規定により、申込書類の記載内容（個人情報を含む）を市のホームページにおいて公表しますので、予めご了解願います。

【お問合せ先】

富士吉田市役所（東別館） 農業委員会事務局

電話 22-1111（代表）

